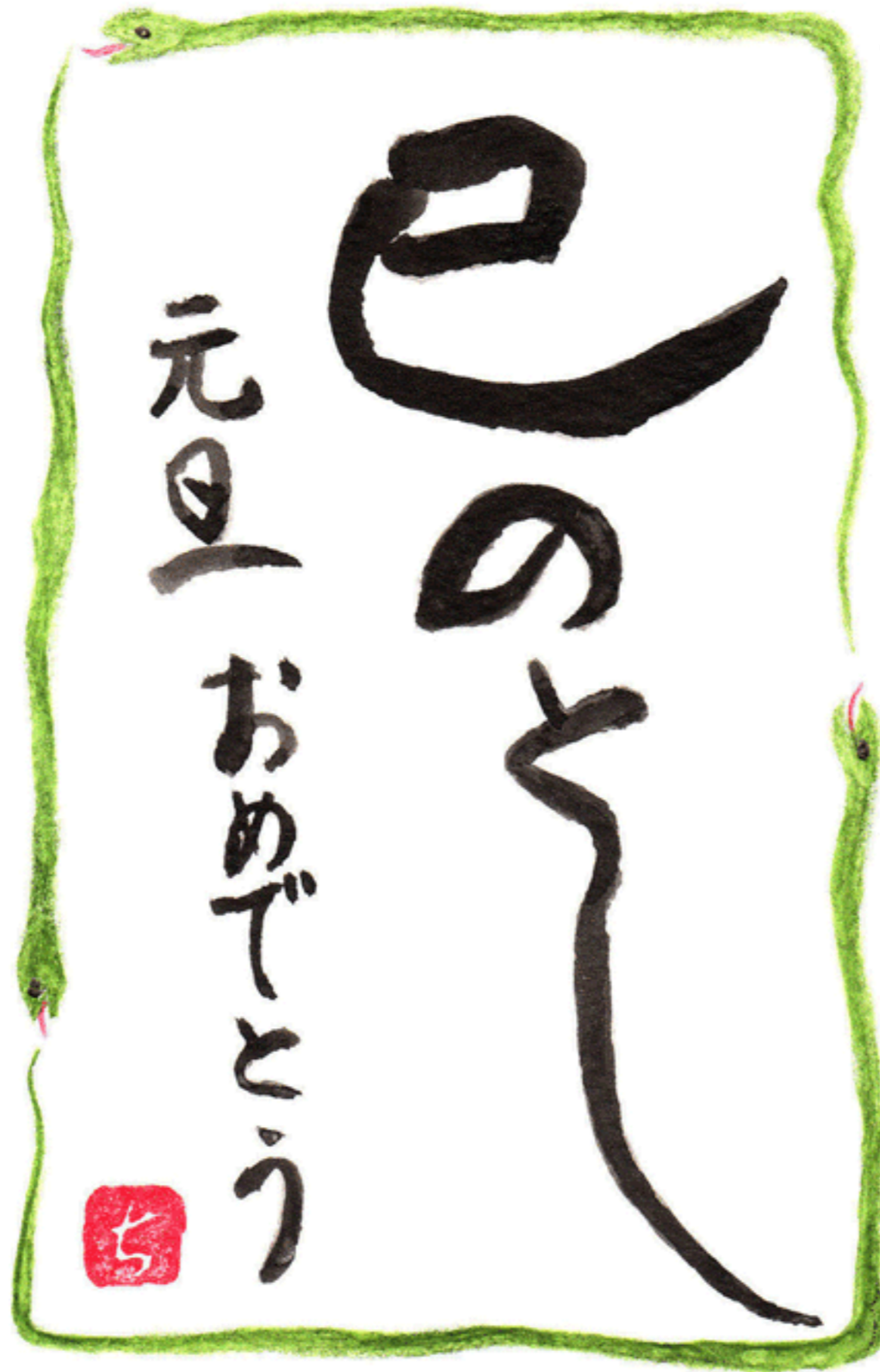




令和7年

1月号



FM番組
「リーダーズ
ボタン」
配信中!



YouTube



Facebook



Instagram

各情報
発信中!

《通信欄》

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいいたします。

昨年の12月20日に税制改正大綱が発表されました。その中でも目玉とされている所得税の103万の壁の改正についてご案内したいと思います。

103万の壁とは所得税がかからない給与収入の金額をあらわしています。これは給与所得控除55万に基礎控除48万を合計すると控除額103万となって給与収入が103万以内ですと課税所得が0円になって所得税がかからないという仕組みになっています。これが今回の改正案にて12万円まで所得税がかからないようになります。具体的には給与所得控除65万になり、あわせて基礎控除も58万にする事で合計123万となります。これは令和7年の所得より対価になる見込みです。

また、住民税もかからない給与収入の範囲が100万だったところ、今回の改正にて110万まで住民税がかからないとされる予定です。こちらは令和8年の住民税から対価となります。

それ以外にも19オーストラリアまでの特定扶養控除も改正となり、給与収入103万から150万まで変わらなず63万の控除が受けられるようになります。188万まで段階的に控除額は下がりますが、控除を受けられるようになります。

他にも改正案は多々ありますが、あくまで概要ですので、引き続き国会やニュース、新聞等ウオッチする必要があると思います。また、去る12月28日にテレビ埼玉の良ビジネスウオッチにて私も説明する機会をもちました。次回出演は3月21日予定となっておりますので、ぜひご覧ください。

法定調書

◇提出調書と支払内容◇

〈提出期限〉
令和7年
1月31日(金)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和6年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類(63種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載の令和6年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20第1項に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【令和6年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

※ 令和6年分の所得税について、定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されています。給与所得者の方に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除した上で、年末調整の際にその時点の定額減税額に基づいて精算する方法で行われます。

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

定額減税額は、①本人30,000円 ②同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円となります。

上記の改正に伴い、令和6年分給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄に、定額減税に関する事項の記載が必要となりました。

「2025年問題」への対応 ～人手不足、IT化、事業承継～

「2025年問題」とは、2025年に日本の人口の5人に1人が75歳以上となり、後期高齢者が大幅に増えることで、社会に大きな影響を及ぼす問題のことです。

2025年は、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が全て

2025年問題とは

団塊世代 約800万人が75歳に
65歳以上 約3人に1人 75歳以上 約5人に1人

起こりうる影響

- ・労働人口の減少による人手不足
- ・経営者の高齢化と事業承継者の不足
- ・社会保障費の増加（年金・医療費）
- ・現役世代の負担の増加（収入減に）

75歳以上になる一方で、少子化の傾向には歯止めがかからず、国民の5人に1人が後期高齢者（75歳以上）、3人に1人が高齢者（65歳以上）という超高齢化社会を迎える年となります。

このような人口構造の変化により、特に労働者不足は深刻となり、生産年齢人口の減少に伴い、あらゆる業種で人材不足に陥る懸念があります。

■人手不足への対応■

2025年には労働者が約580万人不足すると推計されており、今後、より人材確保が難しくなる状況が見込まれます。そのため、企業においては、これまで以上に女性やシニア、外国人労働者など、潜在労働力の掘り起こしや多様な人材の採用に取り組む必要があります。

具体的には、柔軟な勤務時間やテレワーク制度の導入、仕事とプライベートのバランスを考慮した「ワークライフバランス」の支援体制など、

多様な人材のニーズに合った働き方を受け入れる体制整備が必要です。

また、正社員にこだわらず、短時間のパートや副業として働きたい人の採用など、雇用形態にも多様性をもたせると、より採用の幅が広がるでしょう。

多様な人材を受け入れることは、これまでとは違う視点で業務を見直す機会となり、新たな商品開発や業務改善につながったり、従来の常識とは異なる発想で企業が抱える課題の解決も期待できます。

■IT化、DXによる業務改善■

また、人手不足の解消につながる労働環境の効率化や自動化を推進するため、IT化やDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組む必要があります。自社の業務全体を見直したうえで、人でなくても問題ない部分を機械やシステムに置き換えることで、人手不足をカバーすることができます。

単にソフトやツール、機械を導入すればよいということではなく、どこをどのよう効率化すればよいのかを慎重に検討し、自社の課題に見合うものを導入しましょう。

IT化やDXにより業務の効率化が進めば、今いる人数で本来力を入

れたい業務に人材を集中させたり、新たな事業に取り組むことも可能となります。

また、従業員が付加価値の高い業務に集中できるようにすれば、モチベーション向上や競争力の強化につながるなどのメリットもあります。

■事業承継■

中小企業庁の調査によると、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者のうち約半数は後継者が決まっていません。

この問題を放置すると、中小企業の廃業が急増し、約650万人の雇用が失われ、約22兆円のGDPが失われる可能性があると推測されています。

後継者の育成にはある程度の期間が必要です。適切なタイミングで事業承継を実行するためには、後継者の選定や教育、事業承継計画の策定など、しっかりと事前に準備することが重要です。

親族や社内には後継者候補がいない場合は、社外の第三者に事業を引き継がせるM&A（第三者承継）も検討しましょう。後継者不在の場合でも事業を継続でき、従業員の雇用を守りつつ、取引先との関係も維持することができます。

1月の税務

編集発行人

所長税理士	中島	由雅
副所長税理士	平田	保
〃	〃	中村 和夫
〃	〃	江村 一郎
〃	〃	小嶋 正幸
〃	〃	工藤 重孝
〃	〃	武藤 賢一
〃	〃	伊藤 政則
〃	〃	篠原 恒夫
〃	〃	平澤 悟
〃	〃	高山 慶一
〃 医療担当	加藤	登
〃	岡	伸夫
〃 金融担当	穂積	一秀
〃	小澤	善昭
〃	片平	啓二
〃 総務担当	重信	浩一
〃 行政担当	平林	領
〃 中小企業診断士	飯田	順
顧問 公認会計士	古屋	卓己
〃 税理士	三浦	賢二
〃 金融担当	斎藤	健
〃 農学博士	中島	宏

〒338-0012

さいたま市中央区大戸

6-30-1

Tel 048-855-4466

Fax 048-855-2288

- 本年最初の給与支払日の前日
 - 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先 … 給与の支払者（所轄税務署長）
- 1月10日
 - 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- 1月31日
 - 3 支払調書の提出
 - 4 源泉徴収票の交付
交付先 … ①所轄税務署長 ②受給者
 - 5 固定資産税の償却資産に関する申告
 - 6 11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
 - 12 給与支払報告書の提出
①提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
②提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
 - 13 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）